平成２７年（フ）第２０７号
兵庫県尼崎市南初島町８番地の24　コーポ初島Ａ－417
債務者　吉本　博茂
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１９号
兵庫県西宮市城ケ堀町２－23－301、住民票上の住所神戸市北区上津台２丁目６番１号
債務者　番匠　歩惟
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７０号
奈良県北葛城郡広陵町大字百済1790番地２、前住所奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地　３－505
債務者　西村　美保
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第８３号
奈良県大和高田市東中２丁目15番25－115号メゾン東中
債務者　竹内佳代美
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第８４号
奈良県葛城市尺土139番地４
債務者　村島まゆみ（旧姓向地）
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
大分県別府市上人仲町５番４号
債務者　安部　幸治
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０２号
鹿児島県霧島市隼人町住吉336番地２　センターパレス京塚Ⅱ303号室
債務者　竹之内健二
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
鹿児島県霧島市隼人町住吉312番地　セジュール住吉Ａ－101
債務者　羽子田利行
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
鹿児島県霧島市隼人町住吉312番地　セジュール住吉Ａ－101
債務者　羽子田美穂（旧姓山村）
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目24番２号
債務者　林　　裕二
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
松江市西浜佐陀町779番地
債務者　井原　理恵
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５２号
松江市大庭町51番地６　市営大庭第５住宅102
債務者　久保田勝彦
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５号
広島県呉市和庄本町11番９号　101号室
債務者　折口　　学
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第３６号
広島県呉市吉浦神賀町４番９号
債務者　川那辺考史
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第２２号
佐賀県唐津市和多田先石６番11号　グリーンライフ脇山２－２号
債務者　小野　広美
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第７６号
千葉県松戸市五香南２丁目21番地の７　メゾン・ニチボー202号
債務者　齊藤　久美
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１２０号
千葉県流山市江戸川台東４丁目95番地の２　ジュネパレス江戸川台第１－202
債務者　宮上　一一
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部